

○国土交通省告示第八百十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条の二第三項の規定により港湾管理者に代わって権限を行うので、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十六条の二第二項の規定により公示する。

令和七年八月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 港湾の名称

和倉港

二 区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(21)の地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 北緯三七度〇五分二七秒九三〇八二、東経一三六度五四分五四秒五七八六〇の地点

(2) 北緯三七度〇五分二六秒七二〇四二、東経一三六度五四分五六秒七二二八三の地点

(3) 北緯三七度〇五分二六秒二四二三一、東経一三六度五四分五六秒三〇四〇五の地点

(4) 北緯三七度〇五分二六秒〇五二八六、東經一三六度五四分五六秒六〇八八〇の地点

(5) 北緯三七度〇五分二五秒五六五八四、東經一三六度五四分五六秒一三二一八の地点

(6) 北緯三七度〇五分二五秒三一六五四、東經一三六度五四分五五秒八九二八八の地点

(7) 北緯三七度〇五分二四秒九八二九四、東經一三六度五四分五五秒五二八二八の地点

(8) 北緯三七度〇五分二四秒五〇三〇四、東經一三六度五四分五四秒八七六二八の地点

(9) 北緯三七度〇五分二三秒九九七〇三、東經一三六度五四分五四秒三八七〇八の地点

(10) 北緯三七度〇五分二四秒六五一五四、東經一三六度五四分五三秒四六〇七八の地点

(11) 北緯三七度〇五分二四秒二〇九三五、東經一三六度五四分五二秒九七四九一の地点

(12) 北緯三七度〇五分二四秒〇二三八四、東經一三六度五四分五三秒二一七三二の地点

(13) 北緯三七度〇五分二三秒八七一三三、東經一三六度五四分五二秒〇五三九七の地点

(14) 北緯三七度〇五分二三秒二五一四四、東經一三六度五四分五一秒五〇六九八の地点

(15) 北緯三七度〇五分二三秒九五八五二、東經一三六度五四分五〇秒四〇九一五の地点

(16) 北緯三七度〇五分二三秒八八〇二四、東經一三六度五四分五〇秒三三五七八の地点

(17) 北緯三七度〇五分二三秒八九四七四、東經一三六度五四分四九秒五五二五八の地点

(18) 北緯三七度〇五分二四秒三九六一四、東經一三六度五四分四九秒四五一二八の地点

(19) 北緯三七度〇五分二五秒九一一四四、東經一三六度五四分四九秒三〇七七八の地点

三代行する権限

(20) 北緯三七度〇五分二六秒三八九三九、東經一三六度五四分四九秒九四六〇五の地点

(21) 北緯三七度〇五分二七秒七五五二二、東經一三六度五四分四九秒八六六七二の地点

(区域の詳細を表示した図面は、国土交通省北陸地方整備局のウェブサイトに掲載する。)

1 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」と言う。）第三十七条第一項の許可を与え、法第六十条の二第一項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は法第五十六条の四第一項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、当該条件を変更し、若しくは新たな条件を付すること。

2 法第三十七条第一項の規定に違反した者に対し法第五十六条の四第一項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第二項の規定により当該措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくはその委任した者に行わせること。

3 法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一

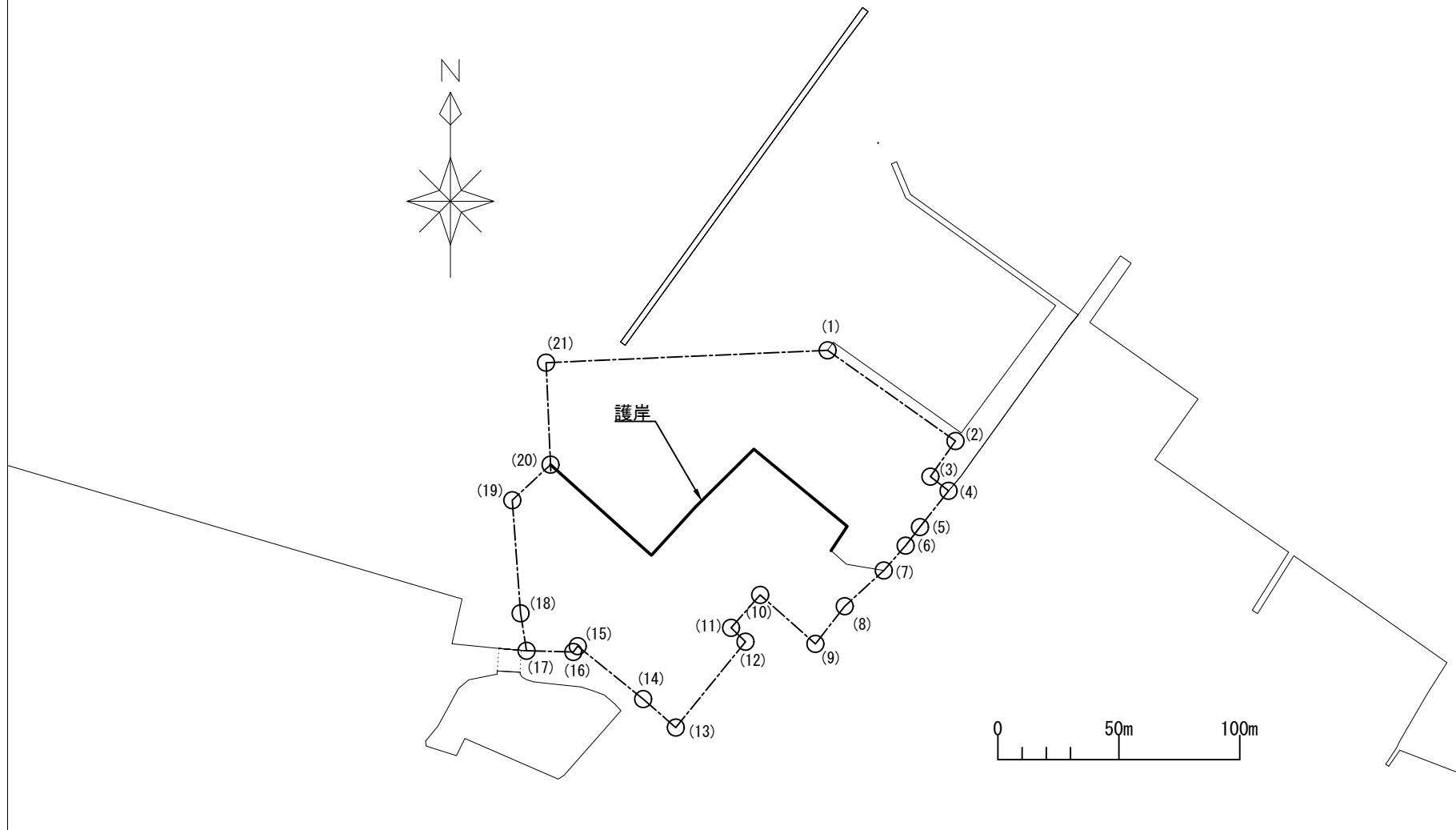
項の規定により協議に応ずること。

4 法第五十六条の五第一項（法第三十七条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。

四 権限の代行の開始の日

令和七年九月一日

別図 和倉港権限代行区域



(1)～(21)は、測量に基づき作成したCADデータより算定したもの。